

米子市企業立地促進補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 補助対象企業（第3条―第8条）

第3章 米子市企業立地促進補助金の交付（第9条―第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の産業の多様化又は高度化及び雇用機会の拡大を図り、もって本市の経済の活性化に資するため、本市においてその事業の競争力を強化するための取組若しくは本市の特性を生かした創業を行う企業又は本市への進出若しくは本社機能の移転を行う企業に対し、予算の範囲内において、米子市企業立地促進補助金を交付するものとし、当該交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業 次のいずれかに該当する事業を現に営み、又は新たに営もうとする法人又は事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業協同組合をいう。）をいう。

ア 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる製造業
イ アに掲げる事業に類する事業で、本市における産業の振興が相当程度図られると市長が認めるもの

ウ 日本標準産業分類に掲げる情報処理・提供サービス業

エ 日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業

オ 日本標準産業分類に掲げる自然科学研究所

カ 日本標準産業分類に掲げる職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。）

キ 日本標準産業分類に掲げるソフトウェア業

ク 日本標準産業分類に掲げるデザイン業

ケ 日本標準産業分類に掲げる機械設計業

コ キからケまでに掲げる事業に類する事業で、本市における産業の振興が相当程度図られると市長が認めるもの

サ 事務管理業務（一般的な知識及び経験に基づいて行う次の表に掲げる業

務（委託を受けて行うものを含む。）をいう。）

一般事務	総務事務、企画・調査事務、受付・案内事務、秘書事務、一般事務等
会計事務	現金出納事務、予算・経理事務、その他の会計事務等
事務用機器操作事務	事務用機器操作事務等

シ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第2項に規定するコンテンツ制作等を行う事業のうち、次の表に掲げるもの

1 漫画に関するコンテンツ	漫画企画制作事業、イラスト企画制作事業等
2 アニメーションに関するコンテンツ	アニメーション企画制作事業等
3 1の項及び2の項に掲げるコンテンツに関連するコンテンツ	映像企画制作事業、フィギュア・人形・模型等企画制作事業、オンライン・ゲーム専用機・モバイル端末向けゲーム企画制作事業等
4 人材育成	コンテンツ企画制作に係る人材育成事業等

ス 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業

- (2) 事業所等 企業がその事業の用に供する事業所、工場、事務所その他の施設をいう。
- (3) 新規企業進出事業 現に本市にその事業所等の全部又は一部を置いていない企業が、事業所等の全部又は一部を本市に設置する事業をいう。
- (4) 本社機能 企業がその事業の用に供する施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該企業の調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又はその他管理業務部門のいずれかのために使用されるもの
 - イ 当該企業による研究開発において重要な役割を担うもの
 - ウ 当該企業による人材育成において重要な役割を担うもの
- (5) 本社機能移転事業 現に本市にその本社機能の全部又は一部を置いていない企業が、本社機能の全部又は一部を本市に移転する事業をいう。
- (6) 投下固定資産 事業所等又は本社機能の新設、増設又は移転（以下「新設等」という。）の用に供される土地、建物及び償却資産をいう。
- (7) 常用雇用者 雇用期間の定めのない雇用者であって、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所等又は本社機能に雇用される他の通常の

労働者の1週間の所定労働時間と同程度である雇用保険の被保険者であるものをいう。

第2章 補助対象企業

(補助対象企業の指定)

第3条 その現に営み、又は新たに営もうとする事業が次の各号に掲げる要件を満たす企業は、当該事業に関し、米子市企業立地促進補助金の交付の対象となる企業として指定を受けることができる。

- (1) 米子市企業立地促進資金融資規則（平成17年米子市規則第133号）第2条第1号に規定する工業団地等に事業所等又は本社機能の新設等を行うものであること。
- (2) 投下固定資産の取得に要する費用（これに準ずる費用として市長が定めるものを含む。第9条第1号において同じ。）の総額と当該事業所等又は本社機能の新設等の完了の日から起算して5年間分の投下固定資産の賃借（5年以上の期間をもって定めた賃貸借契約に基づくものに限る。同条第2号において同じ。）に要する費用の額との合計額が1億円（当該企業が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。次号において同じ。）である場合は、3,000万円）を超えるものであること。
- (3) 事業所等又は本社機能の新設等に伴い、指定申請書（第3条の3第1項に規定する指定申請書をいう。次条第1項において同じ。）を提出した日以後に新たに雇用する常用雇用者（本市に住所を定めるものに限る。）又は本市に転入をする常用雇用者が3人（当該企業が、新規企業進出事業を行うものである場合は5人、中小企業者である場合は1人）以上見込まれるものであること。
- (4) 事業所等又は本社機能の新設等に関し、環境の保全について適切な措置が講じられるものであること。
- (5) 第9条各号に掲げる費用について、本市の他の制度による補助金（これに相当するものを含む。）の交付を受けていないこと。

(追加の指定)

第3条の2 前条の規定による指定を受けている企業は、現に営み又は新たに営もうとする事業（第2条第1号に掲げる事業に該当するものであって、現に受けている当該指定に係る事業に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が前条各号に掲げる要件を満たすものであるときは、当該企業がその事業の内容にかかわらず初めて受けた同条の規定による指定に係る指定申請書を提出した日から起算して10年を経過する日までの間（次項において「当初追

加指定申請期間」という。)に、1回に限り、当該現に営み又は新たに営もうとする事業について米子市企業立地促進補助金の交付の対象となる企業として指定を受けることができる。

- 2 前条の規定による指定を受けている企業は、現に営み又は新たに営もうとする事業（第2条第1号に掲げる事業に該当するものであって、現に受けている前条又はこの条の規定による指定に係る事業に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が前条各号に掲げる要件を満たすものであるときは、当初追加指定申請期間が満了する日の翌日から起算して10年ごとに区分したそれぞれの期間において、2回に限り、当該現に営み又は新たに営もうとする事業について米子市企業立地促進補助金の交付の対象となる企業として指定を受けることができる。
- 3 前2項の適用において、これらの規定に規定する期間（以下この項において「追加指定申請期間」という。）内に行った次条第1項の規定による申請に対する同条第4項の規定による通知が当該追加指定申請期間を経過した後に行われたときは、当該追加指定申請期間を経過した後にされた通知による前2項の規定による指定は、当該申請をした日の属する追加指定申請期間内に受けたものとする。

（指定に係る手続）

第3条の3 企業は、前2条の規定による指定（第7条の2並びに第8条第5項の規定により読み替えて適用する前条第1項及び第2項を除き、以下単に「指定」という。）を受けようとするときは、市長に対し、米子市企業立地促進補助金補助対象企業指定申請書（別記様式第1号。以下「指定申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業所等又は本社機能の概要を明らかにした書類及び図面
 - (2) 定款の写し及び登記事項証明書の原本又は写し（取得後3か月以内のもの）
 - (3) 就業規則
 - (4) 決算書（最新の決算年度のもの）
 - (5) 市税等納付状況確認同意書
 - (6) 役員等調書兼照会承諾書
 - (7) 事業所別被保険者台帳（指定申請書を提出する日前14日以内に公共職業安定所から提供を受けたもの）
 - (8) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項に規定する労働者名簿（前号の事業所別被保険者台帳の提供を受けた日と同日時点のもの）の写し

- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 企業は、指定申請書（前項の規定により添付する書類を含む。）の提出は、当該事業所等又は本社機能の新設等に係る計画を策定した後、速やかに行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 市長は、指定をしたときは、米子市企業立地促進補助金補助対象企業指定通知書（別記様式第2号。以下「指定通知書」という。）により、当該指定に係る申請を行った企業にその旨を通知するものとする。
- 5 市長は、指定をする場合において、環境の保全に関する協定の締結その他当該事業所等又は本社機能の新設等に当たり必要と認める条件を付することができる。

（指定辞退の届出）

第4条 指定を受けた企業（一の企業が2以上の指定を受けている場合は、それぞれの指定ごとに個別の企業とみなす。以下「補助対象企業」という。）は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、市長に対し、米子市企業立地促進補助金補助対象企業指定辞退届出書（別記様式第3号）により届け出なければならない。

- (1) 当該指定に係る事業所等又は本社機能の新設等を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 米子市企業立地促進補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が第3条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなることが明らかになったとき。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 指定通知書
- (2) 次条第3項に規定する指定事項変更等承認通知書（当該補助対象企業が同項の規定による通知を受けている場合に限る。）
- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、指定を取り消し、その旨を当該届出を行った者に書面により通知するものとする。

（指定事項の変更等）

第5条 補助対象企業は、指定申請書に記載した事項（軽易な事項として市長が定めるものを除く。）に変更があったとき又は補助対象事業の一部を廃止し若しくは譲渡したときは、速やかに、市長に対し、米子市企業立地促進補助金補助対象企業指定事項変更等承認申請書（別記様式第4号。以下この条において「指定事項変更等承認申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 指定事項変更等承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該変更又は廃止若しくは譲渡の内容を明らかにした書類又は図面
 - (2) 補助対象事業の一部を譲渡したことを証明する書類（補助対象事業の譲渡に係る承認の申請の場合に限る。）
 - (3) 指定通知書の写し
 - (4) 次項に規定する指定事項変更等承認通知書の写し（当該補助対象企業が同項の規定による通知を受けている場合に限る。）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、指定事項変更等承認申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、これを承認したときは、米子市企業立地促進補助金補助対象企業指定事項変更等承認通知書（別記様式第5号。以下「指定事項変更等承認通知書」という。）により、当該補助対象企業にその旨を通知するものとする。

（指定の取消し）

第6条 市長は、補助対象企業が、第3条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなつたと認めるとき、又は指定（前条第3項の規定による承認をしたときは、当該承認に係る事項の変更後の指定）の内容に従つた事業所等又は本社機能の新設等を行っていないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

（事業開始等の届出）

第7条 補助対象企業は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該事由に該当することとなつた日から1か月以内に、市長に対し当該各号に定める様式により届け出なければならない。

- (1) 指定に係る事業所等又は本社機能における補助対象事業の全部若しくは一部を開始したとき、又は休止していた当該補助対象事業の全部若しくは一部を再開したとき。米子市企業立地促進補助金補助対象事業開始（再開）届出書（別記様式第6号）
- (2) 指定に係る事業所等又は本社機能における補助対象事業の全部又は一部を休止したとき。米子市企業立地促進補助金補助対象事業休止届出書（別記様式第7号。次項において「休止届出書」という。）
- (3) 補助対象事業の全部を廃止したとき。米子市企業立地促進補助金補助対象事業廃止・譲渡届出書（別記様式第7号の2。次号及び第3項において「廃止・譲渡届出書」という。）
- (4) 補助対象事業の全部を譲渡したとき。廃止・譲渡届出書

2 休止届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定通知書の写し
- (2) 指定事項変更等承認通知書の写し（当該補助対象企業が第5条第3項の規

定による通知を受けている場合に限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 廃止・譲渡届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該補助対象事業の全部を譲渡したことを証明する書類及び当該譲渡した補助対象事業の内容を明らかにした書類（補助対象事業の譲渡に係る届出の場合に限る。）

(2) 指定通知書

(3) 指定事項変更等承認通知書（当該補助対象企業が第5条第3項の規定による通知を受けている場合に限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助対象事業の譲受けの手續）

第7条の2 補助対象企業からその補助対象事業の全部又は一部を譲り受けた企業（第3項の規定の適用の対象となる企業に該当するものを除く。）は、速やかに、第3条の規定による指定を受けなければならない。

2 前項の場合において、当該指定を受けようとする企業が現に第3条又は第3条の2の規定による指定を受けている場合であっても、当該指定に関しては、同条の規定は、適用しない。

3 補助対象企業からその補助対象事業の全部又は一部を譲り受けた企業が当該譲り受けた補助対象事業と同一の事業を現に営み又は新たに営むものとして第3条又は第3条の2の規定による指定を受けているときは、当該企業は、速やかに、市長に対し、第5条第1項に規定する指定事項変更等承認申請書（同条第2項の規定により添付する書類を含む。）を提出しなければならない。この場合において、同条第2項第1号中「当該変更又は廃止若しくは譲渡」とあるのは、「当該補助対象事業の譲受けに伴う変更」とする。

4 第1項又は前項の規定による手續を行った企業は、その補助対象事業を譲り渡した補助対象企業が当該譲り渡した補助対象事業について既に米子市企業立地促進補助金の交付を受けている場合は、当該譲り受けた補助対象事業について、米子市企業立地促進補助金の交付の申請をすることはできない。

5 前項に定めるものを除くほか、第1項又は第3項の規定による手續を行った企業は、規則及びこの要綱の規定の適用に関し、その補助対象事業を譲り渡した補助対象企業の地位を承継する。

（合併の手續）

第8条 補助対象企業を当事者とする合併が行われたときは、当該合併後に存続する企業又は当該合併により設立された企業は、当該合併に係る登記を行った日から1か月以内に、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出は、米子市企業立地促進補助金補助対象企業合併届出書（別記様式第8号）により行わなければならない。
- 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 当該合併があったことを証明する書類
 - (2) 当該合併により存続し、又は設立された企業の定款の写し及び登記事項証明書の原本又は写し（取得後3か月以内のもの）
 - (3) 当該合併により存続し、又は設立された企業の就業規則
 - (4) 当該合併により消滅する補助対象企業（次号及び次項において「従前の補助対象企業」という。）及び当該合併後に存続する補助対象企業が交付を受けた指定通知書の写し
 - (5) 従前の補助対象企業及び当該合併後に存続する補助対象企業が交付を受けた指定事項変更等承認通知書の写し（これらの補助対象企業が第5条第3項の規定による通知を受けている場合に限る。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 第1項の規定による届出を行った企業は、規則及びこの要綱の規定の適用に関し、従前の補助対象企業の地位を承継する。
- 5 第1項の規定による届出を行った企業に係る第3条の2の規定の適用については、同条第1項及び第2項中「前条の規定による指定を受けている企業」とあるのは「第8条第1項の規定による届出を行った企業」と、同条第1項中「現に受けている当該指定」とあり、及び同条第2項中「現に受けている前条又はこの条の規定による指定」とあるのは「当該合併により消滅する補助対象企業が受けていた前条若しくはこの条の規定による指定に係る事業又は当該合併後に存続する補助対象企業が現に受けているこれらの規定による指定」と、同条第1項中「当該企業がその事業の内容にかかわらず初めて受けた同条の規定による指定に係る指定申請書を提出した日」とあるのは「第8条第1項の規定による届出を行った日」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第8条第5項の規定により読み替えて適用する前2項」とする。

第3章 米子市企業立地促進補助金の交付

（補助対象経費）

- 第9条 米子市企業立地促進補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。
- (1) 投下固定資産の取得に要する費用（消費税及び地方消費税に相当するものを除く。）
 - (2) 投下固定資産の賃借に要する費用（当該事業所等又は本社機能の新設等を完了した日から起算して1年間分に限る。）（消費税及び地方消費税に相当

するものを除く。)

(補助金額)

第10条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合計して得た額とする。ただし、1億円(前条第1号の費用に土地の取得に要する費用を含む場合は、2億円)を限度とする。

(1) 前条第1号の費用に相当する額に100分の5を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

(2) 前条第2号の費用に相当する額に100分の50を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

(新規企業進出事業又は本社機能移転事業を行う企業に係る補助金額)

第11条 補助対象企業が新規企業進出事業又は本社機能移転事業を行う企業である場合における前条の規定の適用については、同条ただし書中「1億円(前条第1号の費用に土地の取得に要する費用を含む場合は、2億円)」とあるのは「2億円」と、同条第1号中「100分の5」とあるのは「100分の10(当該補助対象企業が新規企業進出事業及び本社機能移転事業のいずれにも該当する事業を行うものである場合は、100分の15)」とする。

(補助金の交付の申請)

第12条 補助対象企業は、補助金の交付を受けようとするときは、当該新設等に係る事業所等又は本社機能においてその事業の全部を開始した日から3年以内に、市長に対し、米子市企業立地促進補助金交付申請書(別記様式第9号。次項及び次条において「補助金交付申請書」という。)を提出しなければならない。

2 補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 企業立地事業概要書

(2) 第9条各号に掲げる費用の額を証明する書類

(3) 市税等納付状況確認同意書

(4) 役員等調書兼照会承諾書

(5) 事業所別被保険者台帳(補助金交付申請書を提出する日前14日以内に公共職業安定所から提供を受けたもの)

(6) 労働基準法第107条第1項に規定する労働者名簿(前号の事業所別被保険者台帳の提供を受けた日と同日時点のもの)の写し

(7) 当該事業所等又は本社機能の新設等に伴い、指定申請書を提出した日以後に新たに雇用した常用雇用者(本市に住所を定めたものに限る。)又は本市に転入をした常用雇用者に対して交付した労働条件通知書又はこれに準ずるものの写し

- (8) 指定通知書の写し
- (9) 指定事項変更等承認通知書の写し（第5条第3項の規定による通知を受けている場合に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定等）

第13条 市長は、補助金交付申請書（前条第2項の規定により添付すべき書類を含む。）の提出があった場合において、その内容を審査し、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、米子市企業立地促進補助金交付決定通知書（別記様式第10号）により、当該申請を行った補助対象企業にその旨を通知するものとする。

（補助金の支払の請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた補助対象企業（以下「補助金交付対象企業」という。）は、当該通知を受けた日から14日以内に、規則第20条第2項及び第3項に定めるところにより、補助金の支払を請求するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第15条 市長は、補助金交付対象企業について第4条第3項若しくは第6条の規定により指定を取り消したとき又は補助金交付対象企業が規則第21条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金交付対象企業に対する補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該交付の決定に係る補助金が支払われているときは、当該補助金交付対象企業に対し、書面によりその返還を命ずるものとする。

3 補助金交付対象企業は、第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該返還を命ぜられた額の補助金を市に返還しなければならない。

（事業の継続）

第16条 補助金交付対象企業は、その補助対象事業に係る補助金の交付の決定を受けた日から10年間、当該補助対象事業を継続して営むよう努めなければならない。

（投下固定資産の管理）

第17条 その取得に要する費用の全部又は一部に補助金が充てられた償却資産は、規則第24条第2項第2号の市長が定める財産とする。

2 補助金交付対象企業は、その賃借に要する費用の一部に補助金を充てた投下固定資産を、補助金の交付の目的に従い、適正に管理しなければならない。

3 補助金交付対象企業は、その賃借に要する費用の一部に補助金を充てた投下

固定資産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金交付対象企業がその充てた額の全部に相当する額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該投下固定資産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前において、旧米子市企業立地促進補助金交付要綱（平成11年1月1日施行）の規定により行った指定等は、この要綱の関係規定により行ったものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市企業立地促進補助金交付要綱第10条、第11条第2項、第21条及び第22条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第3条第1項の規定による指定を受ける企業に対して交付する米子市企業立地促進補助金について適用し、同日前に同項の規定による指定を受けた企業に対して交付する米子市企業立地促進補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市企業立地促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第12条、第18条又は第23条の規定による申請（以下「交付申請」という。）を行った企業（同要綱第2条第1号に規定する企業をいう。以下同じ。）に対する米子市企業立地促進補助金の交付について適用し、同日前に交付申請を行った企業に対する米子市企業立地促進補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市企業立地促進補助金交付要綱第12条の規定は、この要綱の施行の日以後に申請を行う米子市企業立地促進補助金の交付について適用し、同日前に申請を行った米子市企業立地促進補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市企業立地促進補助金交付要綱第2条第5号の規定は、この要綱の施行の日以後に申請を行う米子市企業立地促進補助金の交付について適用し、同日前に申請を行った米子市企業立地促進補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(米子市情報通信及び事務管理関連企業立地促進補助金交付要綱の一部改正)

- 2 米子市情報通信及び事務管理関連企業立地促進補助金交付要綱(平成25年11月1日施行)の一部を次のように改正する。

第4条の表の企業立地事業補助金の項及び情報通信及び事務管理関連雇用事業補助金の項中「対象事業について」を「経費について」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(米子市企業立地促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

- 3 米子市企業立地促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱(平成25年11月1日施行)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市企業立地促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第3条第1項の指定を受ける企業(同要綱第2条第1号に規定する企業をいう。以下同じ。)に対して交付する米子市企業立地

促進補助金について適用し、同日前にこの要綱による改正前の米子市企業立地促進補助金交付要綱第3条第1項の指定を受けた企業に対して交付する米子市企業立地促進補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市企業立地促進補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第22条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に改正後の要綱第3条第1項の指定を受ける企業（改正後の要綱第2条第1号に規定する企業をいう。以下同じ。）に対して交付する雇用促進補助金について適用し、同日前にこの要綱による改正前の米子市企業立地促進補助金交付要綱第3条第1項の指定を受けた企業に対して交付する雇用促進補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日前に工場等（改正後の要綱第1条に規定する工場等をいう。）の新設等（改正後の要綱第1条に規定する新設等をいう。）を行った企業（改正後の要綱第2条第1号ア(ウ)に該当する事業を営むものに限る。）については、米子市企業立地促進補助金の交付の対象としない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市企業立地促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第3条第1項の規定による指定を受ける企業（同要綱第2条第1号に規定する企業をいう。以下同じ。）に対して交付する米子市企業立地促進補助金について適用し、同日前にこの要綱による改定前の米子市企業立地補助金交付要綱第3条第1項の指定を受けた企業に対して交付する米子市企業立地推進補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(旧米子市企業立地促進補助金の交付の対象となる企業としての指定に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の米子市企業立地促進補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）第3条第1項の規定による指定（附則

第16項及び第17項を除き、以下「改正前の要綱による指定」という。)を受けするため同条第2項の規定による申請を行った企業(改正前の要綱第2条第1号に規定する企業をいう。附則第17項を除き、以下同じ。)であって、この要綱の施行の際現に改正前の要綱第3条第4項の規定による通知又は改正前の要綱による指定が行われない旨の通知を受けていないものに関しては、改正前の要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の要綱第3条第4項の規定による通知を受けた企業並びに当該企業に対する用地取得補助金(改正前の要綱第9条の用地取得補助金をいう。以下同じ。)及び工場立地促進補助金(改正前の要綱第15条の工場立地促進補助金をいう。以下同じ。)の交付に関しては、改正前の要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

(旧米子市企業立地促進補助金の交付の対象となる企業としての指定を受けている企業に関する経過措置)

- 4 この要綱の施行の際現に改正前の要綱による指定を受けている企業に関しては、次項から附則第11項までに定めるところによるほか、改正前の要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

(用地取得補助金の交付に関する経過措置)

- 5 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第12条の規定により用地取得補助金の交付の申請を行っており、改正前の要綱第13条の規定による通知又は用地取得補助金が交付されない旨の通知を受けていない企業に関しては、改正前の要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

- 6 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の要綱第13条の規定による通知を受けた企業による用地取得補助金の交付の請求については、改正前の要綱第14条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

- 7 この要綱の施行前に用地取得補助金の交付を受けた企業及び附則第2項又は前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の要綱第14条の規定による請求に基づき用地取得補助金の交付を受けた企業に対しては、改正前の要綱第14条の2の規定は、この要綱の施行後においても、なおその効力を有する。

(工場立地促進補助金の交付に関する経過措置)

- 8 この要綱の施行の日が改正前の要綱第16条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する対象年度(同条第1項ただし書の規定により延長することができる場合は、当該延長後の年度まで)にある企業(この要綱の施行の際現に改正前の要綱による指定を受けているものに限

る。) に関しては、次項から附則第 1 1 項までに定めるところによるほか、改正前の要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

9 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第 1 8 条の規定により工場立地促進補助金の交付の申請を行っており、改正前の要綱第 1 9 条の規定による通知又は工場立地促進補助金が交付されない旨の通知を受けていない企業に関しては、改正前の要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

1 0 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の要綱第 1 9 条の規定による通知を受けた企業に対する工場立地促進補助金の交付の請求については、改正前の要綱第 2 0 条において準用する改正前の要綱第 1 4 条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

1 1 この要綱の施行前に工場立地促進補助金の交付を受けた企業及び附則第 2 項若しくは第 8 項又は前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の要綱第 2 0 条において準用する改正前の要綱第 1 4 条の規定による請求に基づき工場立地促進補助金の交付を受けた企業に対しては、改正前の要綱第 2 0 条において準用する改正前の要綱第 1 4 条の 2 の規定は、この要綱の施行後においても、なおその効力を有する。

(補助対象企業としての追加の指定に関する経過措置)

1 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱による指定を受けている企業(附則第 1 6 項の規定の適用の対象となる企業を除く。)に対するこの要綱による改正後の米子市企業立地促進補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第 3 条の 2 の規定の適用においては、当該企業が改正前の要綱による指定を 2 以上受けているときは、改正後の要綱第 3 条の 2 第 1 項の規定は適用せず、当該 2 以上の改正前の要綱による指定のうち、この要綱の施行の日前において同日に最も近い日にされた改正前の要綱による指定の日を改正後の要綱第 3 条の 2 第 2 項の当初追加指定申請期間が満了する日として、同項の規定を適用する。

1 3 この要綱の施行前に改正前の要綱第 8 条第 2 項の規定による届出を行った者(この要綱の施行の際現に当該譲り受けた営業(改正前の要綱による指定に係る改正前の要綱第 2 条第 1 号アに掲げる事業又は同号イの規定により市長が認める事業に該当するものを含むものに限る。)を営んでいるものに限る。以下「営業譲受届出企業」という。)に対する改正後の要綱第 3 条の 2 の規定の適用においては、当該営業譲受届出企業は、改正前の要綱による指定を受けているものとする。

1 4 営業譲受届出企業がその譲り受けた営業の内容に該当しない事業(改正後の要綱第 2 条第 1 号に掲げる事業に該当するものに限る。以下この項において「新規事業」という。)を現に営み又は新たに営もうとする場合において、当

該新規事業が改正後の要綱第3条各号に掲げる要件を満たすものであるときは、当該営業譲受届出企業は、改正後の要綱第3条の2及び第3条の3に定めるところにより、当該新規事業に関し、改正後の要綱第1条の米子市企業立地促進補助金の交付の対象となる企業として指定を受けることができる。

15 前項の場合における改正後の要綱第3条の2の規定の適用については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 附則第13項の規定により受けたものとされた改正前の要綱による指定が当該営業譲受届出企業が初めて受けた改正前の要綱による指定となるとき。

改正後の要綱第3条の2第1項中「その事業の内容にかかわらず初めて受けた同条の規定による指定に係る指定申請書を提出した日」とあるのを「米子市企業立地促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱（令和4年4月1日施行）による改正前の米子市企業立地促進補助金交付要綱第8条第2項の規定による届出を行った日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(2) 当該営業譲受届出企業が改正前の要綱第8条第2項の規定による届出を行った際現に改正前の要綱による指定を受けていたとき。改正後の要綱第3条の2第1項の規定は適用せず、同条第2項中「当初追加指定申請期間が満了する日」とあるのを「当該企業が米子市企業立地促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱（令和4年4月1日施行）による改正前の米子市企業立地促進補助金交付要綱第8条第2項の規定による届出を行った日」と読み替えて、同項及び同条第3項の規定を適用する。

16 この要綱の施行の日以後に附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の要綱第3条第1項の規定による指定を受けた企業に対する改正後の要綱第3条の2の規定の適用については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 当該指定が当該企業が初めて受けた改正前の要綱第3条第1項の規定による指定となるとき。改正後の要綱第3条の2第1項中「その事業の内容にかかわらず初めて受けた同条の規定による指定に係る指定申請書を提出した日」とあるのを「米子市企業立地促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱（令和4年4月1日施行）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同要綱による改正前の米子市企業立地促進補助金交付要綱第3条第1項の規定による指定を受けた日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(2) この要綱の施行の際現に改正前の要綱第3条第1項の規定による指定を受けているとき。改正後の要綱第3条の2第1項の規定は適用せず、同条第2項中「当初追加指定申請期間が満了する日」とあるのを「当該企業が米子市企業立地促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱（令和4年4月1日

施行) 附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同要綱による改正前の米子市企業立地促進補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定による指定を受けた日」と読み替えて、同項及び同条第 3 項の規定を適用する。

(補助対象事業の譲受けに関する経過措置)

- 17 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第 3 条第 1 項の規定による指定を受けている企業(改正前の要綱第 2 条第 1 号に規定する企業をいう。)及びこの要綱の施行の日以後に附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の要綱第 3 条第 1 項の規定による指定を受けた企業(改正前の要綱第 2 条第 1 号に規定する企業をいう。)が同日以後に当該改正前の要綱第 3 条第 1 項の規定による指定に係る事業の全部又は一部を譲り渡した場合における当該事業を譲り受けた企業(改正後の要綱第 2 条第 1 号に規定する企業をいう。)に係る改正後の要綱第 7 条の 2 の規定の適用については、同条第 4 項中「既に米子市企業立地促進補助金の交付を受けている場合」とあるのは、「米子市企業立地促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱(令和 4 年 4 月 1 日施行)による改正前の米子市企業立地促進補助金交付要綱第 9 条の用地取得補助金又は同要綱第 15 条の工場立地促進補助金の交付が完了している場合」とする。